

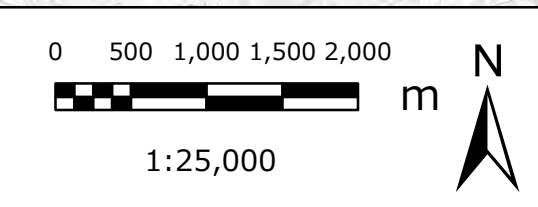
富士川水系御勅使川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））



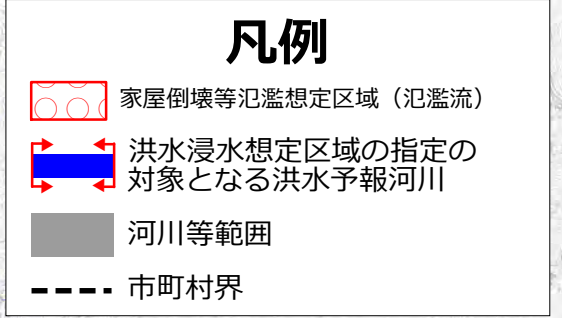
**富士川水系御勅使川洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））**

1 説明文
 (1) この図は、富士川水系御勅使川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の御勅使川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により御勅使川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意してください。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 山梨県
 (2) 指定年月日 令和元年 6月24日
 (3) 告示番号 山梨県告示第35号
 (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
 (5) 対象となる水位周知河川 富士川水系 御勅使川
 （実施区間）
 左岸：山梨県南アルプス市須澤清水174番の1地先から山梨県韮崎市龍岡町下條南割字西原官有無番地先まで
 右岸：山梨県南アルプス市駒場字東畑官有無番地先から山梨県南アルプス市六科字北新田448番の1地先まで
 （源堰堤から御勅使川橋まで）
 (6) 指定の前提となる降雨 63.2mm/2日
 (7) 関係市町村 韮崎市、南アルプス市



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 令元情複、第248号）
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 令元情使、第243号）



※A1出力時は1:25000、A3出力時は1:50000